

# 令和5年度事業計画

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

足掛け4年に亘る新型コロナウイルス感染症に対応するための「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」は昨年3月21日をもって全て終了、続いていたマスク着用の推奨も国の方針で本年3月13日から「個人の判断」となり、5月8日ようやく新型コロナウイルスの感染法上の分類(2類)が季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。これに伴い基本的対処方針が廃止され、自動的にバス全体及び貸切バスにおける両ガイドラインも廃止となりました。

この4年間の対処方針は経済活動へ与えた影響は大きく、多くの産業経営へ深刻な影響を及ぼしていましたが、今年度に入り繁華街、更には観光地への人出が戻り活気が戻ってきていますので今後に期待しています。

福岡県のバス事業においても、乗合バス、高速バス、貸切バス等全ての事業で全ての事業者が大打撃を受けてきました。コロナ禍での外出の自粛などの人流抑制により輸送人員が減少し、結果運送収入の大幅な減収に陥っていましたし、加えて一昨年来の燃料価格高騰、物価上昇により危機的状況が深刻さを深めていました。

このように厳しい中でも徐々に回復傾向にありますが、コロナによる新たな生活様式による人々の行動変容等で、乗合バス利用者はコロナ前の水準まで戻ってこないのが現状です。貸切バスについても「全国旅行支援」などの施策は継続しているものの、遠退いた団体旅行等の需要回復は遅れています。

しかしながら、私どもバス事業者は、公共交通機関としてエッセンシャルサービスを提供し社会的使命を遂行すべき者、社会経済の一翼を担う者として事業継続に努めてきました。もちろんバス事業は、運転者不足や働き方改革、時間外労働の上限規制をはじめとする改正労働関係法令(令和6年4月1日施行)への対応など数多くの課題を抱えています。これらを少しでも解消するため新たなIT技術を活用したMaaSや自動運転、他の輸送モードも含めた共同運行などに関する取組みを進め生産性向上につなげていくことが必要です。更にはバリアフリー対策やカーボンニュートラルに向けた取組に努めなければなりません。

公共交通機関としての使命を担っているバス事業等の在り方について国は、「交通政策審議会地域公共交通部会」を開催し「地域公共交通の『リ・デザイン(再構築)』」を検討しており、5年度予算案や税制改正に取り入れています。様々な変遷を辿って永く民間のバス事業者に委ねてきた形態を地域における協議会での計画を実行性あるものとするため、地域公共交通を官民・事業者間・他分野との「3つの共創」で「リ・デザイン」し、経営効率化・経営力強化に取組もうとするものです。この中には交通事業者への運行支援を継続することともなっていますので、公共交通に関する各種補助金・助成金を活用しながら、更には、今日の物価高に対する政府の対策であり自治体が使用方法を決定する「地方創生臨時交付金」も推奨事業として運用されるよう取り組むことで、地域・住民の足の確保や団体旅行者等の移動等に寄与できますし、サービス提供の基盤であるバス事業経営の足元を盤石なものにしていけると考えます。

(一社)福岡県バス協会は、このようにいまだ残る厳しいバス事業を巡る情勢や課題に対処する

ためにも、バス事業者の皆様が人と環境にやさしく良好な輸送サービスを提供していただけるよう、又バス事業者の最大の責務である安全・安心な輸送に徹し、「総合安全プラン 2025」の目標を達成することができるよう努めることで、令和5年度は会員事業者とともに下記によりバス事業の維持・発展を図ることとします。

## 記

### 1. バス輸送の安全及び環境の保全に関する事業

- ・ 全てのバス輸送の安全を最重要課題と位置付ける
  - ・ 新たな「バス事業における総合安全プラン2025」に沿って事故防止を図る
- 【プラン2025における事故削減目標】
- 〈全体目標〉
- ① 乗客の死者数ゼロ
  - ② 令和7年までに死者数10人以下 [九州：ゼロ]
  - ③ 令和7年までに重傷者数150人以下 [九州：23人以下]
  - ④ 令和7年までに人身事故件数800件以下 [九州：130件以下]
  - ⑤ 飲酒運転ゼロ
- 〈各業態の個別目標〉（バス関係のみ抜粋）
- ⑥ 令和7年までに乗合バスの車内事故件数85件以下 [九州：20件以下]
  - ⑦ 令和7年までに貸切バスの乗客の負傷件数20件以下 [九州：3件以下]
- ・ 軽井沢スキーツアーバス事故を受けて講じられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策(H28.6.3答申)の着実な実施・深度化を図る
- ・ 認知されてきた貸切バス安全性評価認定制度(セーフティバス)を拡充し、貸切バス全体の安全・信頼に努める
- ・ 飲酒運転防止、薬物乱用厳禁等の啓蒙に努める
- 「飲酒運転防止対策マニュアル」
- ・ 健康に起因する事故を防止するため次のガイドラインを活用し運転者の適切な健康管理に努めるとともに、睡眠状況の確認等を徹底する
- 「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」
- 「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」
- 「SASスクリーニング検査」
- 「視野障害対策」 等々
- ・ 「乗務中の携帯電話・スマートフォンの取扱いに関する社内規定のガイドライン」に基づく対策の徹底
- ・ 車輪脱落による事故の未然防止及び車両火災事故防止のため丁寧な点検・整備を実施する
- ・ バス整備技術の向上、車両性能の向上、保守費の軽減等を目的に開催される日本バス協会及び九州バス協会の技術委員会へ積極的に参加する
- ・ 出発時のシートベルト着用案内の確実な実施

- ・車内事故防止のためにキャンペーンを実施するとともに利用者に対する「ゆとり乗降」の啓発及び運転者の「ゆとり運転」に努める
- ・災害発生時被災防止対策及びBCP計画(業務継続計画)策定に取り組む  
「大規模災害基本対応マニュアル」の活用を促す
- ・バスジャック・テロ防止対策及び発生時対応訓練へ取り組む
- ・春・夏・秋の交通安全運動への参加及び年末年始等の事故防止運動実施
- ・安全装置装備車・環境対応車(HV、EVバス)等の導入の促進  
衝突被害軽減ブレーキ(ASV)装着者の普及  
ドライバー異常時対応システム(乗客等が押しボタンによりバスを停車できる装置)等
- ・「2050年カーボンニュートラル」宣言に伴うグリーン成長戦略に関する理解と電気自動車・燃料電池自動車・合成燃料等開発促進のための情報収集に努める
- ・日本バス協会策定の自主的取組である「バス事業における低炭素社会実行計画」の実施を促し、エコドライブの推進、低燃費バス等の導入促進に努める
- ・「バスの環境対策強化期間(9月～11月の3か月)」の取組推進、ノーマイカー運動への参加等による環境保全に努める

## 2. バス輸送改善の推進に関する事業

- ・地域の乗合バス路線の維持、確保、改善のため地域公共交通活性化再生法等に基づく、バス事業者、国、地方公共団体との連携に努める
- ・地方路線維持のため必要な補助制度、予算、税制について日本バス協会とともに確保に努める
- ・持続可能な地域旅客運送サービスの提供に向けた新たな制度枠組みにある地域協議会の役割強化、地域公共交通計画作成の努力義務化、創設された共同経営の独禁法特例等についてバス事業者にとって適切な結論となるよう協働して取り組む
- ・多様なIT技術の活用によるサービス改善を図る
- ・「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」を基に高速バス・貸切バス等の二次交通のサービス改善に努める
- ・交通バリアフリー対策の推進に努める

## 3. 運輸事業振興助成交付金を活用してバス事業の振興を図る

- ・交付金の使用に係る各種調査、日本バス協会への報告
- ・各事業者の個別事業に対する適切な活用の指導と交付金の適切な支出に努める
- ・交付金を活用した広報活動の推進を実施する

## 4. 旅客自動車運送事業の調査、研究、統計及び知識の普及に関する事業

- ・県、自治体等への事業継続のための助成等の適宜要請

- ・バス技術に関する研究及び情報の普及
- ・運転者不足の調査・研究・打開策の検討  
バス運転士合同就職説明会（例：どらなび EXPO）開催の検討  
外国人バス運転士雇い入れの検討
- ・働き方改革の実現に向けた着実な実施、時間外労働の上限規制等への対応、並びに改善基準告示の見直し時の現状に則した要請及び情報収集に努める  
「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」（H30.3 策定）  
改正労基法 自動車運転業務時間外労働 令和6年度から 960 時間以内規制  
アクションプランの中間目標 令和3年度で 1,000 時間以下
- ・運転者の雇用促進のため「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすさ認証）」への日本バス協会の対応動向情報収集
- ・日本バス協会を通して春闘の情報の収集等に努める

#### 5. バス事業に関する広報事業

- ・県、市町村と各バス事業者共催によるバスの日の取組み(9月20日)に努める
- ・乗合バス振興のための広報活動の実施
- ・貸切バスの安全性を広く周知する

#### 6. 前各号の他、この法人の目的を達成するために必要な事業

- ・国が行なう整備管理者研修会開催への協力
- ・福岡運輸支局、日本バス協会等との連携を密にし、各種通達・情報等の連絡徹底、各種調査への協力

令和5年度収支予算

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(一社)福岡県バス協会  
一般会計

科 目	予算額 (A)	前年度実績額 (B)	前年度予算額 (C)	差 額 (A-C)
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
会費収入	24,809,400	19,078,200	19,078,200	5,731,200
平等割収入	3,960,000	3,060,000	3,060,000	900,000
車両割収入	20,849,400	16,018,200	16,018,200	4,831,200
入会金収入	0	0	0	0
事務受託収入	11,200,000	8,447,500	10,810,000	390,000
協同組合収入	1,500,000	1,360,000	1,360,000	140,000
博多駅駐車場収入	9,700,000	7,087,500	9,450,000	250,000
雑収入	0	331,357	101,000	△ 101,000
受取利息	0	266	1,000	△ 1,000
雑収入	0	331,091	100,000	△ 100,000
交付金運営費繰入収入	1,187,000	1,268,000	1,268,000	△ 81,000
受取補助金	0	0	0	0
事業活動収入計	37,196,400	29,125,057	31,257,200	5,939,200
2. 事業活動支出				
事業費支出	17,710,000	15,032,977	15,160,000	2,550,000
給料手当支出	10,400,000	9,107,824	9,100,000	1,300,000
福利厚生費支出	1,850,000	1,619,323	1,650,000	200,000
会議費支出	500,000	305,390	200,000	300,000
広告宣伝費支出	100,000	41,470	100,000	0
旅費交通費支出	850,000	424,620	700,000	150,000
通信運搬費支出	550,000	517,671	500,000	50,000
渉外費支出	50,000	14,560	50,000	0
消耗什器備品費支出	1,200,000	937,651	1,000,000	200,000
印刷製本費支出	500,000	389,032	150,000	350,000
賃借料支出	1,600,000	1,526,951	1,600,000	0
雑支出	110,000	148,485	110,000	0
管理費支出	18,110,000	17,435,880	15,840,000	2,270,000
給料手当支出	6,930,000	6,417,397	6,400,000	530,000
福利厚生費支出	1,350,000	1,250,378	1,250,000	100,000
会議費支出	1,350,000	973,329	300,000	1,050,000
旅費交通費支出	500,000	408,480	410,000	90,000
通信運搬費支出	50,000	34,515	30,000	20,000
渉外費支出	20,000	6,560	20,000	0
消耗什器備品費支出	150,000	148,152	50,000	100,000
印刷製本費支出	200,000	177,336	120,000	80,000
賃借料支出	350,000	335,702	350,000	0
租税公課支出	50,000	50,000	50,000	0
負担金支出	7,000,000	6,903,252	6,700,000	300,000
雑支出	160,000	730,779	160,000	0
事業活動支出計	35,820,000	32,468,857	31,000,000	4,820,000
事業活動収支差額	1,376,400	△ 3,343,800	257,200	1,119,200
<b>II 投資活動収支の部</b>				
投資活動支出	1,375,890	1,151,400	257,000	1,118,890
特定資産取得支出	1,375,890	1,151,400	257,000	1,118,890
退職給付引当資産取得支出	1,375,890	1,151,400	257,000	1,118,890
投資活動収支差額		0	0	0
<b>III 財務活動収支の部</b>				
財務活動収支差額		0	0	0
当期収支差額	510	△ 4,495,200	0	510
前期繰越収支差額	9,796,400	14,291,600	14,291,600	
次期繰越収支差額	9,796,910	9,796,400	14,291,600	